

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……一
- 保安林の指定解除……………(産業労働局農林水産部森林課) ……一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課) ……一

公告

- 軽油引取税に係る免税証の無効処分(二件)……………(主税局課税部課税指導課) ……三
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……三
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三

告示

東京都告示第九百七十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(清瀬市下宿二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局多摩環境事務所環境改善課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

東京都告示第九百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年九月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 解除に係る保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町日原字檜尾一〇二四番一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

東京都告示第九百七十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年九月五日

東京都知事 小池 百合子

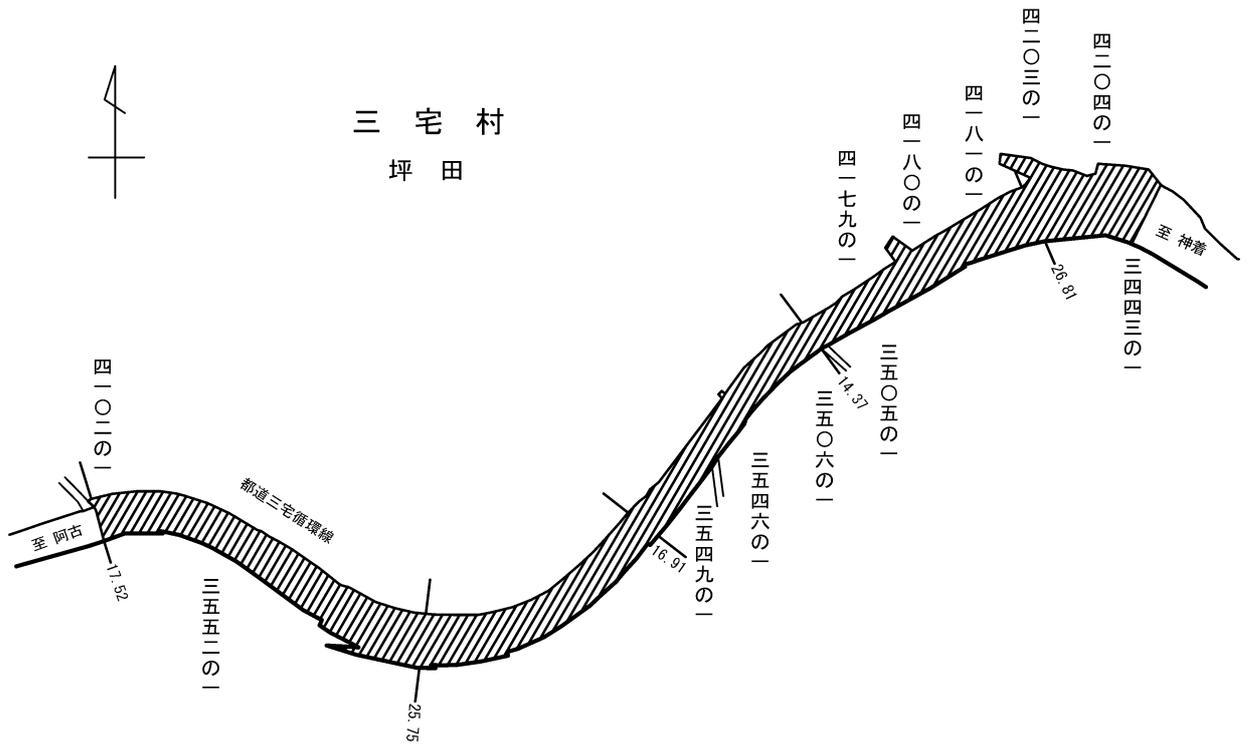
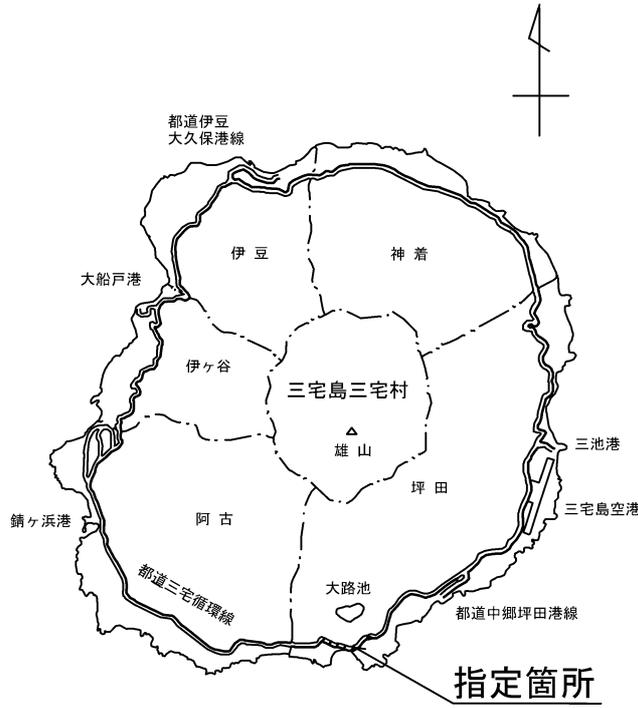
- 一 路線名 都道三宅循環線
- 二 指定する区間 三宅村坪田三千五百五十二番一地先から同所四千二百四番一地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道三宅循環線
三宅島三宅村坪田内



延長 五七二・三〇メートル
(電線共同溝予定名称 三宅循環・一号)



公 告

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に
掲げる地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三
号）第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、
同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和五年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	被 交 付 者	住 所 氏 名	日	事故発生日
百リツ	〇八〇G	十七	住	足立区千	長崎 純	令和五年
トル券	五五三〇	枚	住	曙町四	一	七月十六
	三八から			十一番三		日
	〇八〇G			一九〇一		号
	五五三〇					
	五四まで					
十リツ	〇八〇C	十六	同右			同日
トル券	五三八〇	枚				
	四七から					
	〇八〇C					
	五三八〇					
	六二まで					

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に
掲げる地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三
号）第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、

同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和五年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	被 交 付 者	住 所 氏 名	日	事故発生日
五百リ	九六〇I	一枚	利島村千	笹原 史	令和五年	
トル	〇一九〇		五百九十	雄	六月十七	
券	一七		二番地		日	

市街地再開発組合の理事長の住所の変更につ
いて

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により上板橋駅南口駅前東地区市街地再開
発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和五年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

片桐 正隆

二 住所

板橋区桜川二丁目二十八番二十七号小宮ビル三〇一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和五年九月五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

清瀬市中里三丁目千十五番一
及び同番三
号
国分寺市泉町三丁目六番四
号

株式会社富晴
代表取締役 富田 譲治

埼玉県日高市大字上鹿山百
六十三番地五
株式会社アイムホーム
代表取締役 塚田 吉郎

三鷹市深大寺一丁目四千三十
一番及び同番三
番一号
中央区日本橋室町三丁目二
番一号

三井不動産レジデンシャル
株式会社
代表取締役 嘉村 徹

府中市日新町三丁目二十四番
一及び同番一地先
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

府中市四谷六丁目二十番十一
から同番十三まで、二十一番
九及び同番十一
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 樋口 賀大

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
ベルク東大和立野店
- 二 店舗所在地
東大和市立野二丁目二番十一号
- 三 設置者名
株式会社ベルク
- 四 設置者住所
埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番
- 五 変更前の店舗名
(仮称)ベルク東大和立野店
- 六 変更後の店舗名
ベルク東大和立野店
- 七 変更前の店舗所在地
東大和市立野二丁目二番十三号
- 八 変更後の店舗所在地
東大和市立野二丁目二番十一号
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社ベルク
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社ベルクほか一名
- 十一 変更日
令和四年十一月九日ほか
- 十二 届出日
令和五年八月一日
- 十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間
令和五年九月五日から令和六年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都

十五 縦覧時間
条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
ケーズデンキ足立竹の塚店
- 二 店舗所在地
足立区伊興本町二丁目二十六番地十号
- 三 設置者名
株式会社ケーズホールディングス
- 四 設置者住所
茨城県水戸市城南二丁目七番五号
- 五 変更前の店舗名
(仮称)ケーズデンキ足立竹ノ塚店
- 六 変更後の店舗名
ケーズデンキ足立竹の塚店
- 七 変更日
令和五年六月二十三日
- 八 届出日
令和五年八月一日
- 九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間
令和五年九月五日から令和六年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

六 変更前の設置者の代表者名
高橋 眞

七 変更後の設置者の代表者名
表 輝幸

八 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社魚力ほか百三十八名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社魚力ほか百二十七名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称
井筒まい泉株式会社ほか三十四名

十一 変更前の小売業者の住所
武蔵野市吉祥寺本町二丁目十七番五号(株式会社カレルチャペック)ほか

十二 変更後の小売業者の住所
渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番六号グリーンスクエア新宿(株式会社カレルチャペック)ほか

十三 変更前の小売業者の代表者名
岡本 猛(井筒まい泉株式会社)ほか

十四 変更後の小売業者の代表者名
國弘 克英(井筒まい泉株式会社)ほか

十五 変更日
令和五年六月二十八日ほか

十六 届出日
令和五年八月一日

十七 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間
令和五年九月五日から令和六年一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
株式会社ルミネ北千住店
- 二 店舗所在地
足立区千住旭町四十二番二号
- 三 設置者名
株式会社ルミネほか一名
- 四 設置者住所
渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名
株式会社ルミネ

一	店舗名	フォレストモール南大沢
二	店舗所在地	八王子市南大沢二丁目二十五番
三	設置者名	合同会社フォレストプロパティ
四	設置者住所	新宿区西新宿二丁目六番一号新宿 住友ビル十一階
五	変更前の設置者の 代表者名	多田 英二
六	変更後の設置者の 代表者名	今西 弘康
七	変更日	令和四年七月一日
八	届出日	令和五年八月三日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）
十	縦覧期間	令和五年九月五日から令和六年一 月五日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例（平成元年東京都 条例第十号）に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

